

所沢市立上山口中学校

いじめ防止基本方針



令和8年3月24日

豊かな学びで未来を切り拓く力を育てる
所沢市立上山口中学校

所沢市立上山口中学校いじめ防止基本方針

所沢市立上山口中学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方	4
1 いじめの未然防止	5
2 いじめの早期発見	6
3 いじめへの対処	7
4 地域や家庭との連携	8
5 関係機関との連携	10
6 重大事態への対処	10
7 誰もが大切にされ、生き生きと学び生活する学校を目指して	11

はじめに（上山口中学校の基本的な考え方）

1 埼玉県いじめ防止基本方針の策定

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

埼玉県では、平成24年8月に知事部局、教育局、警察本部が連携して「埼玉県いじめ問題対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）についての協議を行ってきた。また、同年11月には、「いじめ撲滅宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意の下、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言したところである。

これに基づき、埼玉県では、対策会議においていじめ防止等に向けた様々な対策を決定し、取り組んできた。埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 所沢市のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、**過去に3年にわたり連続した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。**

所沢市では、所沢市教育委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

（令和7年2月改訂）



**いじめは絶対に
許しません!!**



3 所沢市立上山口中学校いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義について・・・いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。そのために本校では、保護者・地域に積極的に情報発信をするとともに、学校教育活動全般でいじめ防止への呼びかけ等を行います。また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策を講じる必要もあります。本校のいじめ問題対策委員会※が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。※管理職、学級担任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する組織

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう）。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) いじめの理解について・・・共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとします。特に「100%善意であっても、いじめに該当することがある」という認識を持つことが大切だと考えます。また「アンケート等の調査に正直に答えられない生徒も存在する」ことも大切なポイントと捉えます。すべての教職員が「嫌な思いをする生徒」を感じ取る感性を持ち、生徒に寄り添っていきます。

(3) 校訓「自主自律」について

上山口中学校では「自主」とは、自分のことは自分で考える姿勢や学校や仲間のために行動を起こそうとする姿勢を、「自律」とは、責任を持って決めて、誠実に行動する態度と捉えています。「自分が困難な状況に直面した時に、他者に助けや協力を求めることができる力」や、「友達の困難な状況に気づいた時に、友達の話を聞き、心配しているということを伝え、大人につなぐことができる力」の育成を目指しています。生徒会でも「いじめ撲滅」のための主体的な活動を行っており、支援・協力していきます。

1 いじめの未然防止

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

生徒の望ましい人間関係を育むために、ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）等の適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、生徒に対し、ストレスマネジメントや SOS の出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止及び自殺予防を徹底します。

(2) 「子どもの人権」の啓発推進

人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人権」について啓発します。

① いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを生徒に理解させます。

② いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを生徒に理解させます。

③ いじめの構造の理解

いじめは、加害者・被害者だけでなく、観衆（はやし立てたり面白がったりする存在）や傍観者（いじめを見て見ぬふりをする存在）の存在が大きく影響します。観衆の関わり方や、傍観者の無関心な立ち居振る舞いによって、いじめの発見が遅れ、拡大します。これらの関係者間でいじめを防ぐには、傍観者の中から、仲裁者（勇気をふるっていじめを抑止する存在）や相談者（いじめを他者に伝える存在）をどう育てるかがポイントとなります。

④ 配慮が必要な生徒について

学校は、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うことが出来るように個別の支援計画等を作成し、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手な生徒の微かなサインに目を配り、声なき声に耳を傾け、SOS 発信を感じ取ってしっかりと受け止めるように努めます。

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

(4) 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室 生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、情報モラル教室や講演会を実施し、生徒がソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）を適切に使用する能力・態度を育成します。また、GIGAスクール構想による一人一台端末において、適切な利用に向けて使用上の注意や約束事を確認します。さらに、情報モラルとして「倫理観」の育成、「依存性」への理解、「健康面」の配慮等の観点について継続的な指導を図り、家庭に向けて啓発していきます。

(5) 保護者との連携について

いじめ防止対策推進法第9条（保護者の責務等）では「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」とあります。

現在、SNS等を介したいじめは増加傾向にあります。大人が気づきにくく拡散が速いことが特徴です。学校と家庭の連携（早期発見・情報共有・早期対応）強化により、子どもの安全な環境を維持し保護していく必要があります。

2 いじめの早期発見

(1) 定期的ないじめの実態把握と学校の対応

年間を通して定期的にいじめに関するアンケート（年3回）、二者相談・三者相談を実施し、生活記録ノートや連絡帳、日常の会話の中からいじめ事案（いじめの疑いがあるものも含む）を把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の利用価値を生徒・保護者へ周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守ります。対応が必要なケースは事実確認とともに、先ずいじめられた側の生徒の保護者と連携を十分に図ります。後に生徒の状況に改善が見られたとしても、いじめが解決したと安易に判断せず、いじめられた側の生徒との面談や保護者との連携を取りながら、長期的な見守りを組織として継続します。また、いじめ問題の保護者や地域への理解を深めるために広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努めます。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当、委員会活動担当、部活動顧問、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等、生徒に関わるすべての教職員は日頃の人間的なふれあいを通して一人ひとりの生徒と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に理解し、個々の生徒に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」、各研修資料を活用して、いじめの未然防止や対応策に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図るとともに、個々の生徒への指導・支援の充実に努めます。また、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを共通理解します。

(例) 100%善意で行った行為でも、いじめとして対応します

好意や善意に基づいた行為が意図せず相手を傷つけてしまった場合や、事案発生後すぐに加害側が被害側へ謝罪しそれが受け入れられ、教職員の指導を介せず関係を修復できた場合等において、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する柔軟な対応は可能です。しかし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する事案であれば、法第22条の学校いじめ対策組織に報告し情報を共有します。

3 いじめへの対処

(1) 学校の組織づくり

本校では学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うため、いじめ問題対策委員会を設置し、定期開催、必要に応じて緊急会議を行います。構成員は、管理職をはじめ、学級担任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー等になります。また、重大事態が発生した場合には、必要に応じて児童心理士や児童相談所職員、医師、弁護士、警察署員など外部関係機関の専門的な助言を取り入れます。いずれの事案においても、いじめられた側に寄り添う対応をします。

(2) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめ問題に対応するために、児童相談所、警察署、医療機関、社会福祉関係機関、学校法律相談所などの外部関係機関との連携を図ります。本校では、国・県・市のいじめ防止基本方針を受けて「上山口中学校いじめ防止基本方針」を策定し、教育相談体制や生徒指導体制を拡充し、いじめ問題に関する校内研修を充実させます。また、いじめ問題対策委員会を中心とし

て様々ないじめ問題に組織的で迅速かつ適切に対処・対応できる体制を整えます。

(3) 教育相談の充実

① 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談週間を設定し、生徒の悩みや不安を打ち明ける機会を定期的に設けます。教職員は面談前に研修を通して相談方法等や留意点の共通理解を図り、わずかな面談時間を大切に、生徒の声に傾聴しその思いを受容します。また、教育相談アンケートの内容を適宜見直し、生徒が自分の思いをより表現できるよう配慮したものに改善していきます。

② 多面的な相談体制の構築

教育相談週間以外やアンケートを伴わない場面でのチャンス相談を随時実施します。教職員は教室や学年階、生徒の活動場所をよく観察し、職員室や相談室等の場所で情報提供や情報交換、情報共有を図りながら、担任や担当以外のあらゆる職員が、必要な時に折を見て生徒へ教育相談アプローチをかけていきます。

(4) いじめる側の生徒への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の生徒に対する指導は、すべての職員が毅然とした態度で応じます。事案の内容や状況、事態の様子、生徒の特性に応じて、複数で対応したり個別指導を実施したりします。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応します。

② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の生徒に対する指導については、保護者との協力関係を築いた上で市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、改善を図っていきます。

「上山中学校いじめ防止基本方針」は、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を確認できるようにします。また、入学時や年度始業時に生徒、保護者、関係機関等への周知を図ります。

③ 加害生徒に対する成長支援

いじめる側の生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めます。

(5) 生徒の主体的な活動の促し

生徒会において「いわないよ宣言」を主として生徒が主体的にいじめ問題を考え、すべての生徒の安全・安心につながる生徒会活動となるように指導します。また、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学べるように学校行事や学級活動を充実させます。

(6) いじめの解消について

より早い段階でいじめを認知し、いじめの解消率 100%を目指します。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性を考慮して必要であると判断した場合は、いじめ問題対策委員会での判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定して状況を注視

していきます。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。いじめ問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対策プランを策定し、実行します。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめの当該被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにします。(小→中、中→高への確実な引継ぎを実施します)

※アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とします。

4 地域や家庭との連携

「加害生徒またはその保護者への指導助言」「被害生徒またはその保護者への支援」「観衆への対応」「傍観者への対応」「学校全体への対応」について共通理解をもって対応します。

(1) 保護者との連携強化及び啓発の促進

「いじめの防止(5)保護者との連携」でも触れたように、いじめ防止対策推進法第9条（保護者の責務等）では、

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

とあります。

本校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

(2) 学校運営協議会（コミュニティスクール）の推進・充実

上山口中学校学校運営協議会（山口小・椿峰小・上山口中・地域関係者等）を開催し、「いじめ撲滅」を目指していじめの未然防止・早期発見・対応・解消に取り組みます。PTAや後援会と連携した子供の見守り、校区内パトロールやあいさつ運動を展開します。

(3) 民生委員・児童委員との連携強化

主任児童委員を中心とした情報交換の場を定期的に設けて連携を強化し、地域での見守り活動を推進します。

(4) 保護者の役割

子どもにとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、我が子を健やかに育む場としての機能は家庭教育の原点であると考えられます。幼少期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎を培ったり、家族や他人に対する思いやりを持たせたり、健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の重要な役割と考えます。その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

①規範意識を養うことに努めること

保護者は、その保護する生徒に対し、人に心理的・身体的な苦痛を感じさせる「いじめ」をしてはいけないことと教える必要があります。

心理的・身体的苦痛を感じる行為の具体例

ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為

イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる」（使い走り）など強要する行為

ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為

エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為

オ 人のものを隠したり、勝手に使ったりする行為

カ SNS やオンラインゲームなどで仲間外れや誹謗中傷する行為

②いじめから保護すること

保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合、適切に生徒をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ連絡すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③関係機関と協力すること

いじめ問題対策としては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめ問題に取り組んでいくことが大切です。特にこの教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

(保護者の責務等)

第9条

- 1 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことの内容、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法より】

5 関係機関との連携

山口まちづくり推進協議会・青少年育成部会と連携し、子供たちの見守りを進めます。また、いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども家庭センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。関係機関については、その活用を促す意味からも、生徒手帳への記載並びに長期休業前のプリント等で周知します。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(2) 調査の実施

調査の主体については、学校主体の調査とするか、教育委員会主体の調査とするかを、教育委員会が判断します。学校主体の調査では、校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーや人権に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査の結果について、所沢市教育委員会に報告します。

(4) 参考

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

7 《参考》誰もが大切にされ、生き生きと学び生活する学校を目指して

(1) 自分や他者を大切に作る心の育成

- ・ 日常の係活動や当番活動、学年・学校行事への取組を通して、コミュニケーション能力を高め「協働する力」を育みます。また、特別活動等を通じて「非認知能力」を高めたり、「自己肯定感」の醸成を促したりします。
- ・ 道徳の授業を充実させます。
- ・ 各教科ともに「主体的・対話的で深い学び」となる授業を展開します。
- ・ 情報モラル教室、薬物乱用防止教室（非行防止教室）、性に関する講演会、普通救急救命講習会を実施します。

(2) 生徒指導・教育相談体制の充実

- ・ 日毎に全職員で生徒の状況を把握し共有し合います。生徒指導部会、教育相談部会、研修部会、企画委員会、学年会議、職員会議、校内研修等の諸会議において情報交換し、取組の方向性を定めていきます。
- ・ 教育相談アンケートを定期的実施します。
- ・ 学級や学校生活に関する充実感の測定及び集団とのかかわりを見つめる心理学アンケートを実施し、調査結果を生徒本人及び保護者に提供します。
- ・ 二者相談、三者相談を定期的開催します。
- ・ 相談員、スクールカウンセラーとの相談活動を支援します。
- ・ 市立教育センター相談室等と連携した見守り活動を行います。
- ・ 「上中生8つの約束」を推進し、心身の健康を図ります。

(3) 小学校・地域・外部機関との連携

- ・ 主任児童委員との情報交換会を定期的実施し、継続的な見守り活動を行います。
- ・ 生徒手帳や長期休業前のプリントに相談機関を紹介して、必要に応じた活用を呼びかけます。
- ・ 学区内小学校（椿峰小・山口小）との合同研修会を実施します。また、相互の授業参観や研修会を通して小中連携を図り、交流を深めます。
- ・ 地域活動（ボランティア活動等）への参加を通して、地域とのふれあいや交流を深めます。

(4) その他

- ・ 生徒会活動では、毎年「いわないよ宣言」を採択し、いじめ撲滅強調月間において本部役員が中心となって各専門委員会が打ち出す「いじめ撲滅キャンペーン」を展開しています。正当なことを堂々と取り組み、不当な力に屈しない学校づくりを進めるなど「自主自律」を目指した活動を進めています。

「いわないよ宣言」

い	嫌なことを言わない
わ	悪口を言わない
な	仲間外れを作らない
い	嫌なことをしない
よ	容姿について言わない

- ・ PTA は、「子ども達が友情を育み、集中して学べる、充実した中学校生活を送れる環境づくり」を目指して、本校の教育活動に協力しています。
- ・ 部活動を通して、「主体的に学びに向かう力」（集中力・継続力・協働する力）を育みます。